

6 総第 1044 号  
令和 7 年 3 月 26 日

安曇野市監査委員 川上 則文 様  
安曇野市監査委員 野本 博之 様  
安曇野市監査委員 大竹 啓正 様

安曇野市長 太田 寛

令和 6 年度財政援助団体等監査報告書に対する対応について（通知）

令和 7 年 3 月 13 日付け 6 監査第 124 号により提出された「令和 6 年度財政援助団体等監査報告書」で改善等を求められた事項について、その措置を地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

○財政援助団体等監査報告書に対する対応  
別紙のとおり

総務部 総務課 総務係  
課長 山田 留美  
担当 丸山 武倫  
内線 710-2313

## 令和6年度 財政援助団体等監査（6監査第124号）

## 改善を要する事項及び意見

| 頁  | No. | 改善を要する事項及び意見   | 措置（改善）状況（いつまで、どうする）<br>【所管部：総務部・商工観光スポーツ部】   |
|----|-----|--|--|
| 10 | 1   | <p>(1) 所管課及び指定管理者（2社共通）について<br/> <u>ア 財務分析について</u><br/>         財務分析は、財務状況の客観的な評価を得るため、同一規模の同業他者の状況を反映した財務指標を用い、経年の推移に照らして財務状況を分析し、企業の現状と課題を把握するもので、企業の意思決定に係る資料となることから、一般的に毎事業年度実施します。</p> <p>市では指定管理者である両社の財務状況について、令和5年度に分析をされていますが、継続した実施がなされていません。今後は、事業年度ごとに指定管理者において実施した財務分析とそれに基づいた経営上の課題と注力すべき事項を明らかにし、より効率的に改善が図れるよう、これらを市と共有してください。</p> <p>なお、市では総務省の通知「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」（平成30年2月20日付総財公第26号）に基づき、令和4年度に株式会社ほりで一ゆ一の「第三セクター等経営健全化方針」を策定し、翌令和5年度に「経営健全化方針の取組状況」を示しました。引き続き市は進捗状況について、継続的かつ定期的に把握・評価を行い、適正な監督に努めてください。</p> | <p>(観光課)</p> <p>今後は、毎事業年度決算において財務分析を実施し、令和6年度決算から財務分析の結果や経営上の課題等を市と共有するよう両社に求めました。</p> <p>また、株式会社ほりで一ゆ一の経営健全化について、引き続き健全化に向けた状況を確認し、毎年度「経営健全化方針の取り組み状況」を公表します。</p> |
| 10 | 1   | <p><u>イ 納付金について</u><br/>         前々回（平成25年度）の監査では、「個々の施設の状況を加味して収益性の割合を決定するなど、より実態に即した収益性の割合を算定する工夫が必要と思われる」とし、前回（平成30年度）の監査でも、「施設が置かれている環境を踏まえ、実態に即した水準となるよう見直しを検討すべきと思われる」と意見を述べています。</p> <p>これを踏まえ、現在納付金の算定基準の見直しを検討されているとお聞きしておりますので、適切な内容に改定されるよう要望します。</p>   | <p>(財産管理課) (観光課)</p> <p>現在、県内他市の状況等や、指定管理者制度を導入している全ての施設の状況等を踏まえながら、納付金制度のあり方の見直し、検討を行っています。</p> <p>実態に沿った適正な算定基準になるよう、検討を進めていきます。</p>                             |

| 頁  | No. | 改善を要する事項及び意見  | 措置(改善)状況(いつまで、どうする)<br>【所管部:総務部・商工観光スポーツ部】  |
|----|-----|---|---|
| 11 | 1   | <p><u>ウ 監査報告書について</u></p> <p>監査役による監査報告書は、会社法等の規定に基づいた内容になっていません。監査役の監査の方法及び内容並びに監査の結果等について、法令に準拠した事項を記載してください。</p> <p>なお、これらの規定に準拠した様式として、公益社団法人日本監査役協会のひな型が参考になります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>関係法令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○会社法 第381条／第436条</li> <li>○会社法施行規則 第105条／第129条</li> <li>○会社計算規則 第121条／第122条</li> </ul> </div> | <p>(観光課)</p> <p>会社法の規定に基づく内容で監査を実施し、規定に準拠した監査報告書を作成するよう両社に求めました。</p>  |
| 11 | 1   | <p>(2) 株式会社ファインビュー室山について</p> <p><u>イ 施設の修繕等に係る協議について</u></p> <p>基本協定書第20条第2項では、管理施設及び備品の修繕について、1件につき40万円(税込)以上のものは、原則として市の費用で実施することとしています。また、市が指定管理者に負担を求める必要があると判断した場合には、協議して費用負担を決定することとしています。</p> <p>令和3年度に40万円以上の修繕を指定管理者が一部負担して実施した事案が1件、令和5年度に40万円以上の修繕を指定管理者が実施した事案が1件ありました。これらについては口頭で協議した経過はあるとのことですが、協議した文書がありませんでした。協定書で双方の協議が求められているものについては全て協議に係る文書を作成し、市と指定管理者の双方で保管するようしてください。</p> | <p>(観光課)</p> <p>ご指摘のとおり、令和3年度に温泉設備が故障したため修繕を実施した際、設備の一部が指定管理者所有のものだったため、当該設備の修繕にかかる費用は指定管理者の負担としました。また、令和5年度には指定管理者からの申入れにより、サウナ機能向上を目的とした修繕を指定管理者の負担で実施しました。</p> <p>今後、協定の内容と異なる方法で修繕等を実施する場合は、協議に係る文書を必ず作成し、市と指定管理者の双方で保管するよう是正します。</p> |
| 12 | 1   | <p>(3) 株式会社ほりでーゆーについて</p> <p><u>イ 事務執行に係る内部手続きについて</u></p> <p>施設修繕の実施に係る意思決定の経過が記された書面の提示を求めましたが、これが作成されていませんでした。この書面は一般的に「稟議書」や「決裁書」等と呼ばれるもので、事業執行に係る企業の意思決定過程を記録したものです。</p> <p>不適切な事務処理を防止する観点から、決裁権限を明確にし、事業の執行にあたっては意思決定過程がわかる書面を作成し、保存期間を定めて所定の期間保存するようしてください。</p>   | <p>(観光課)</p> <p>現在、株式会社ほりでーゆーでは、事務処理の見直しを行っています。この見直しの中で稟議書の運用も検討されており、令和7年4月から社内の意思決定に関して、稟議書を使用する予定であることを確認しました。</p>  |

| 頁  | No. | 改善を要する事項及び意見   | 措置(改善)状況(いつまで、どうする)<br>【所管部:総務部・商工観光スポーツ部】  |
|----|-----|--|---|
| 12 | 1   | <p><u>ウ 今後の方針について</u></p> <p>令和5年度決算の営業損益は、コロナ禍から脱却しつつあり 49 万円の損失と、債務超過に陥った令和3年度の 8,940 万円の損失から大幅に回復しており、経営の健全化に向けた企業努力の成果が反映してきているものと推察します。また、経常損益は 699 万円の利益と、昨年度の 3,026 万円の損失から大幅に回復したものの、これは主に納付金の免除と指定管理料の増額によるもので、今後も継続されるものとは限りません。このような中、経年劣化した当施設を營繕及び再投資しながらの事業経営は、今後さらに厳しい状況が予想されます。</p> <p>なお、公的支援の基本的な考え方について、「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」(総務省策定)には、支援の上限や期限、支援を打ち切る要件等について取り決めておくことが必要である旨が記載されています。</p> <p>当施設の今後の方針について、「第三セクター等経営健全化方針」では令和21年度まで指定管理者制度による管理を継続することとしていますが、会社と事業環境の実態を把握するために専門家によるデューデリジェンス※1を実施し、補助金の返還の有無に関わらず転用・廃止も視野に入れ、総務省指針に従い公費負担が少ない方法を模索することが望まれます。</p> <p>※1 企業の買収等を行うにあたり、買収側が売却対象企業や事業等の実態を把握して価格や取引について適切な判断をするための調査</p> | <p>(観光課)</p> <p>令和3年度及び4年度において、株式会社ほりで一ゆ一の経営移譲に関する公募を実施しましたが、移譲先法人の選定に至らず、当面の間は現行の体制による指定管理者により施設を管理運営することとなりました。</p> <p>現在、株式会社ほりで一ゆ一では、早急に経営状況を回復させ債務超過を解消できるよう取り組んでいます。令和5年度の営業損益が大幅に回復したことは市としても企業努力の成果が反映したものと評価しています。</p> <p>施設の今後の方針については、デューデリジェンスの実施を含め、公費負担が少なく市民の利益につながる最善の方法を模索いたします。</p> |
| 13 | 1   | <p><u>エ 定款について</u></p> <p>定款に額面株式に係る記載がありますが、平成13年の商法改正により額面株式制度が廃止され、全ての株式が無額面株式となっています。法的に根拠のない記載が残っているため、定款を改定してください。</p>   | <p>(観光課)</p> <p>株式会社ほりで一ゆ一に定款を改定するよう求めました。</p>  |